

福島市立御山小学校いじめ防止基本方針

令和5年12月1日

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でのいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切且つ迅速に対応する責務を有する。

福島市立御山小学校いじめ防止基本方針は「いじめ対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」それを受けた福島市教育委員会「福島市いじめ防止基本方針（令和5年8月改定版）」に基づき、本校の児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」「重大事態への対処」の具体的な取組について示したものである。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめに対する基本姿勢

（1）いじめは決して許されないことである。

教師は、「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って、取り組まなければならない。「いじめられる方にも問題がある」と考えてはならない。

（2）いじめは現に起きている。

児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

（3）いじめの根絶に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

当該児童の学級担任を学校全体の支援体制を整えて支え、個人情報取り扱いに留意しながら、保護者（両親）・地域・警察等の関係機関と連携して対応する。いじめられた児童に徹底的に寄り添い、いじめた児童に対して毅然とした指導を行う。

4 組織

◇ いじめ予防根絶チーム：「ゆずっこにこにこプロジェクト」

（1）目的

学校におけるいじめの予防根絶に関する措置を実効的に行う。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭
各学年生徒指導担当、(PTA 代表)

※ ただし、必要に応じて構成員以外の関係者を招集できる。

5 いじめの未然防止

(1) 道徳教育の充実

① 教育活動全体

「いじめをしない、許さない」道徳性を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳推進教師を中心に全教師の共同体制を整える。

② 道徳科の時間

道徳科の内容項目のうち、特に生命の尊重や思いやり等に重点を置き、全体計画及び別葉により意図的・計画的・継続的に指導する。

(2) 学級経営の充実

① 担任は、児童が安心して学べる居場所のある学級経営を行う。

- ・ QU テストの活用
- ・ 構成的グループエンカウンターのエクササイズ「相手が元気の出る話の聞き方、相手が元気が出ない話の聞き方」等
- ・ 特別支援学級児童との交流

② 担任の支援の下、児童自らが「学級力」を高め絆を強めていくようにする。

- ・ スマイルタイムの活用
- ・ 目標達成力、規律遵守力、協調維持力、創造的対話力の向上変容
- ・ 「SOS の出し方に関する教育」の推進

(3) 担任外支援の充実

① 教務主任、養護教諭、協力員、ハートサポート相談員、学校司書、事務職、用務職等がそれぞれの立場から、児童の実態を見つめ、児童が悩みやストレスを相談できるように支援する。

(4) メディアリテラシー教育

① 各学年の道徳の授業として「情報モラル」に関する内容を指導し、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。(SNS、ゲーム等)

② 四中学区幼保小中連携事業スローガンの中で、親子のルール作りを推進する。

(5) 児童と向き合う時間の確保

会議や行事等の見直しを図り、校務運営の効率化によって児童と向き合う時間を確保する。

6 いじめの早期発見

(1) 日頃の児童観察

早期発見のポイント

- ・ 児童の些細な変化に気付くこと
- ・ 気付いたら情報を共有すること
- ・ 情報に基づき速やかに対応

- ① 朝の健康観察中
- ② 授業中・・・・・・・・姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き
隣の机との距離
- ③ 休み時間・・・・・・・・独りぼっち、「遊び」と称した「からかい」の様子等
- ④ 給食・・・・・・・・班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛りつけ
当番を押しつけられる
- ⑤ 登下校・・・・・・・・独りぼっち、荷物を持たされる等

(2) 定期調査

- ① 「生活に関するアンケート」調査を、学期に1回実施し、アンケートの内容についてダブルチェックを行い、些細な兆候についても見逃さないようにする。

(3) 保護者との相談・連携

- ① 家庭訪問 随時
 - ・ 児童に変化が見られた時は、速やかに家庭と連絡を取り、変化の原因について究明する。
- ② 個別懇談 7月
 - ・ 保護者が話しやすい雰囲気づくりに努め、有意義に情報交換ができるようにする。
- ③ チャンス相談 随時
<担任、ハートサポート相談員、福島市総合教育実践センター、SC、他>
- ④ 保護者アンケート 11月
 - ・ アンケート結果に応じて、迅速に児童・保護者と面談を行う。
 - ・ 全校での支援体制を整え、全力で児童を守るよう対応する。

(4) 地域からの情報

- ① 民生委員・主任児童委員連絡協議会 年1回 随時
- ② 地区青少年健全育成推進会 年1回 随時
- ③ 学校評議員会 年3回 随時
- ④ 学校警察連絡協議会 年1回 随時
- ⑤ 県中央児童相談所 随時
- ⑥ 福島市こども家庭課 家庭支援係 525-3780
- ⑦ 福島市こども政策課 こども青少年政策係 572-3416

* 福島市役所代表電話 535-1111

7 いじめの対応（別紙「13 御山小学校いじめ対応フロー図」参照）

（1）いじめの深刻度とその対応

レベル 1 学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる。
【アンケート調査、聞き取り、個別面談、声かけ】

レベル 2 元気がない、学習意欲が低下する
身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加）
交友関係が変化する（孤立）
頻繁にいたずらされる、物がなくなる
欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）
【組織的対応：いじめ予防根絶チーム、事実関係の把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭・地域との連携】

レベル 3 不登校 別室登校
身体的損傷（打撲、傷、衣服の汚れ等）
暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害
【警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置】

レベル 4 自殺未遂 自殺
【スクールカウンセラー等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、子どもたち、教職員】
【窓口の一本化：マスコミへの対応】

（2）市教育委員会への報告はレベル1以上とする。

- ① 随時、いじめに関する個表を市教育委員会に提出する。

（3）いじめに関する市教育委員会調査及び相談体制

- ① 「いじめに関する実態調査」
・ 学校は6月、12月、3月の年3回市教育委員会に報告する。
② 「学校のいじめに対する取組状況」
・ 学校は6月、3月の年2回市教育委員会に報告する。

（4）いじめ解消の判断

- ① いじめにかかる行為が解消している。
いじめの被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。
② 被害児童等が心身の苦痛を感じていない。

被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること。

8 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

（1）重大事案の定義

法第28条第1項による。

～いじめ防止対策推進法より～

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（2）重大事態の調査

いじめの重大事態に関する調査については、平成29年3月30日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考にし、被害者側に寄り添った対応を行います。重大事態となるいじめは以下によりますが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意します。

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 など
- 精神性の疾患を発症した場合 など
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合

② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。）

- その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と

- 考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたります。
- 児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意します。
 - 原則、不登校重大事態は、学校の調査組織が調査を行う。その際、「ゆずっこのこにこプロジェクト」に適切な外部人材を加え、調査を行い、調査報告書を作成する。

(3) 重大事態の報告

- ① 重大事態発生時は、市教育委員会経由で7日以内に市長に報告する。

9 研修の充実

学校における、いじめの予防、早期発見、いじめに対する措置、いじめの対応のシミュレーション等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

(1) 職員会議

- ① 御山小学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - ・ 年度当初の職員会議で、いじめ防止基本方針の確認を行う。
- ② 全教職員が共通理解、共同歩調で児童理解にあたることを確認し合う。

(2) 生徒指導協議会

- ① 「ゆずっこの生活」をもとに規律ある生活を自主自立の精神で行うことができるようにする。
- ② 特別な支援を要する児童への理解に基づく指導を、全職員で。

(3) 校内研修

- ① 「わかる授業」を進めること
 - ・ 学習規律・学習習慣の育成に努める。
 - ・ ユニバーサルデザインの授業を行う。
- ② 「学び合いの授業」を進めること
 - ・ 1人でもできる、みんなだともっとできる授業を創る。
- ③ 携帯電話、インターネット等を通じて行われるいじめに対応する研修を行う。④ 生徒指導・教育相談にかかる研修を行う。
 - ・ カウンセリングマインド
 - ・ 事例検討会
 - ・ SSW、SCによる研修
 - ・ 要保護児童対策協議会組織体制の理解

(4) 校外研修

- ① 福島市総合教育センター等における研修への積極的な参加

10 いじめ防止への取組年間計画

月	実践事項	内容	担当
年 間	○ 生徒指導部会の開催 (毎月)	<ul style="list-style-type: none"> ・月別計画の立案、実施反省 ・生徒指導上の諸問題 	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
	○ 生徒指導協議会の開催 (全体～4、5、9、11、1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の推進について (4月) ※いじめについての共通理解と いじめ根絶に向けての取組確認 ・配慮を要する児童の共通理 解(5月) ・2学期の生徒指導の重点、夏 休み後における生徒指導 (9月) ・事例研究会の実施(講師招聘 による講話など) (11月) ・3学期の生徒指導の重点、冬 休み後における生徒指導 (1月) ・指導体制の確立 ・配慮を要する児童の共通理解 	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
	○ 教育相談の実施(随時)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の持つ悩みや不安の相談 や援助 	担任及び 生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
	○ 学校だよりで生徒指導に関 する内容のお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携、保護者への 啓発 	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)

月	実践事項	内 容	担 当
4	○ 年間計画の確認と準備		
5	○ 大型連休の生徒指導	○ 大型連休の生活の仕方 ・ 交通事故防止	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
	○ 生活の実態把握 (生活のアンケートの実施)	○ 学級写真ファイリング ○ アンケート調査・集計	担 任 担 任 (いじめ根絶チーム)
	○ 家庭訪問 (必要に応じて)	○ 保護者との話し合い	担 任
6	○ 校外補導	○ 校外生活の把握	担 任
	○ Q-Uテストの実施	○ Q-Uテスト実施と分析	
	○ 学区青少健との連携	○ 学区青少健との情報交換	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
7	○ 夏休みの生徒指導	○ 「夏休みのやくそく」 ・ 交通事故防止 ・ 非行防止 ・ 危険箇所の確認	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
9	○ 休み明けの実態把握	○ 聞き取り調査	担 任
	○ 民生委員との連携	○ 民生委員との情報交換	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
10	○ 学級づくり強調月間	○ 思いやりのある学級作り	生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
	○ 校外補導	○ 校外生活の把握	担 任
11	○ 生活の実態調査 (生活のアンケートの実施)	○ アンケート調査・集計	担 任 (いじめ根絶チーム)
12	○ 個別懇談	○ 懇談会による児童理解	担 任
	○ 冬休みの生徒指導	○ 「冬休みのやくそく」 ・ 交通事故防止 ・ 非行防止・ 金銭使用	生徒指導部
1	○ 休み明けの実態把握	○ 聞き取り調査	担 任
2	○ 校外補導	○ 校外生活の把握	担 任
	○ 学級経営の反省	○ Q-Uテストの分析からの取組の反省	
3	○ 生活の実態調査 (生活のアンケートの実施)	○ アンケート調査・集計	担 任 (いじめ根絶チーム)
	○ 本年度の反省と次年度の計画作成		生徒指導部 (いじめ根絶チーム)
	○ 春休みの生徒指導	○ 「春休みのやくそく」 ・ 交通事故防止 ・ 非行防止	生徒指導部

1.1 評価と改善

- (1) 学校評価の評価や検証を受け、学校のいじめ防止基本方針の見直しと改善を図る。
- (2) 年間を通じていじめ発生件数が「0」の場合、その事実を児童保護者に公表する。